
第 6 そ の 他

- 1 市税の前納状況累年比較
- 2 市税の徴税に要する経費の累年比較
- 3 市税の税率
 - (1)令和5年度分
 - (2)税率の変遷(平成24年度以降)
- 4 市民税(個人)所得控除額の推移

第6 その他

1 市税の前納状況累年比較

(単位:人・千円・%)

科目	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民税	前納者数	18,821	18,959	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581	17,210	18,452
	前納率(人数)	30.5	32.0	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3	34.4	37.0
	前納税額	1,298,952	1,533,503	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661	1,693,947	1,425,561
	前納率(金額)	26.9	32.0	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0	34.3	32.6
	前年比(金額)	97.3	118.1	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8	124.0	84.2
固定資産税 都市計画税	前納者数	55,043	56,253	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537	61,317	54,197
	前納率(人数)	34.4	35.0	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3	37.2	32.5
	前納税額	6,458,340	6,653,524	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411	7,236,653	8,795,843
	前納率(金額)	28.4	28.8	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3	30.7	36.9
	前年比(金額)	100.8	103.0	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5	92.4	121.5
合計	前納者数	73,864	75,212	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118	78,527	72,649
	前納率(人数)	33.3	34.2	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6	36.5	33.6
	前納税額	7,757,292	8,187,027	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072	8,930,600	10,221,404
	前納率(金額)	28.1	29.4	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0	31.4	36.2
	前年比(金額)	100.2	105.5	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0	97.1	114.5

(参考) ※平成12年度から前納報奨金制度を廃止

※令和5年度から固定資産税・都市計画税の納付方法において新たに共通納税が開始

2 市税の徴税に要する経費の累年比較

(単位 件、千円、%)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	
税収入額	(1)市税	67,152,137	66,510,358	64,963,748	66,812,615	67,135,962	
	(2)個人の県民税	16,626,581	16,742,204	16,448,969	17,075,321	17,086,427	
	(3)合計	83,778,718	83,252,562	81,412,717	83,887,936	84,222,389	
徴税費	人件費	(4)基本給	416,791	454,049	448,514	455,864	483,417
		(5)諸手当	289,398	302,203	306,315	301,268	338,368
		(イ)超過勤務手当	35,284	39,650	46,858	40,119	54,883
		(ロ)税務特別手当	100	97	108	101	256
		(ハ)その他の手当	254,014	262,456	259,349	261,048	283,229
		(6)その他	188,281	190,831	187,456	184,323	197,258
		(7)小計	894,470	947,083	942,285	941,455	1,019,043
	需用費	(8)旅費	491	1,458	1,535	1,367	2,621
		(9)賃金	49,544	-	-	-	-
		(10)その他	227,215	373,674	295,055	346,208	447,545
		(11)小計	277,250	375,132	296,590	347,575	450,166
	報奨金及びこれに類する経費	(12)納期前納付の報奨金	-	-	-	-	-
		(13)その他	470	358	129	128	263
		(14)小計	470	358	129	128	263
	(15)その他		21,738	22,996	24,683	28,275	36,367
	(16)合計		1,193,928	1,345,569	1,263,687	1,317,433	1,505,839
県民税徴収取扱費	(17)納税義務者数を基準にした金額	604,823	611,841	614,064	612,194	615,310	
	(18)報奨金の額に相当する金額	-	-	-	-	-	
	(19)合計	604,823	611,841	614,064	612,194	615,310	
(20) (16) - (19)		589,105	733,728	649,623	705,239	890,529	
税収入に対する徴税費の割合	(16) / (3)	1.43	1.62	1.55	1.57	1.79	
	(20) / (1)	0.88	1.10	1.00	1.06	1.33	
徴税職員数		137	137	136	136	135	
前年比	徴税費(合計)	103.0	112.7	93.9	104.3	114.3	
	徴税職員数	102.2	100.0	99.3	100.0	99.3	

「市町村税課税状況等の調・第39表」による。

3 市税の税率

(1) 令和5年度分

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率																																								
市民税 (個人)	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に住所を有しない個人で市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人	均等割(標準税率) 3,500円 所得割(標準税率) 課税標準額 × 税率 6/100 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分離課税の税率</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分離短期</td> <td>一般の短期譲渡所得</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>一般の長期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">分離長期</td> <td>優良住宅地等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>2千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>居住用財産等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>6千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>未上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>先物取引に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	分離課税の税率		税率	分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%	一般の長期譲渡所得	3.0%	分離長期	優良住宅地等に係る長期譲渡所得		2千万円以下の部分	2.4%	2千万円超の部分	3.0%	居住用財産等に係る長期譲渡所得		6千万円以下の部分	2.4%	6千万円超の部分	3.0%	上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%	未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%	先物取引に係る譲渡所得等	3.0%											
分離課税の税率		税率																																									
分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%																																									
	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%																																									
	一般の長期譲渡所得	3.0%																																									
分離長期	優良住宅地等に係る長期譲渡所得																																										
	2千万円以下の部分	2.4%																																									
	2千万円超の部分	3.0%																																									
	居住用財産等に係る長期譲渡所得																																										
	6千万円以下の部分	2.4%																																									
	6千万円超の部分	3.0%																																									
上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																										
未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																										
先物取引に係る譲渡所得等	3.0%																																										
市民税 (法人)		市内に事務所、事業所、寮等を有する法人	均等割(標準税率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割(標準税率) 6.0/100	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円	50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円	50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円	50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円	50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円											
法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																									
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																									
	50人以下のもの	41万円																																									
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																									
	50人以下のもの	41万円																																									
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																									
	50人以下のもの	16万円																																									
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																									
	50人以下のもの	13万円																																									
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																									
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																									
固定資産税 都市計画税	1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額: 賦課期日における価格 税率 固定資産税: 1.4/100 都市計画税: 0.3/100																																								
軽自動車税	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成22年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</th> <th>平成22年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th> <th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率			平成22年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成22年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両	三輪	4,600円	3,100円	3,900円	四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	営業用	8,200円	5,500円	貨物	自家用	6,000円	4,000円	営業用	4,500円	3,000円														
	車種区分	税率																																									
平成22年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)		平成22年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両																																								
三輪	4,600円	3,100円	3,900円																																								
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円																																							
		営業用	8,200円	5,500円																																							
	貨物	自家用	6,000円	4,000円																																							
		営業用	4,500円	3,000円																																							
		軽自動車等取得者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準75%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準55%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td rowspan="4">電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</td> <td colspan="3">※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</td> <td colspan="3">※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</td> </tr> </tbody> </table>	燃費性能等	税率		燃費性能等	税率		自家用	営業用	自家用	営業用	電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準75%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準55%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外	非課税	非課税	電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外	非課税	非課税	1.0%	0.5%	1.0%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)			※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)			※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車			※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車		
燃費性能等	税率		燃費性能等		税率																																						
	自家用	営業用		自家用	営業用																																						
電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準75%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準55%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外	非課税	非課税	電気自動車等 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車 ★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車 上記以外	非課税	非課税																																						
	1.0%	0.5%		1.0%	0.5%																																						
	1.0%	1.0%		1.0%	1.0%																																						
	2.0%	2.0%		2.0%	2.0%																																						
※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)			※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)																																								
※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車			※ ★★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車																																								
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数 1,000本につき 6,552円																																								
特別土地保有税		土地の所有者又は取得者	(保有分) 課税標準額(取得価格) × 税率 1.4/100 - 固定資産税相当額 (取得分) 課税標準額(取得価格) × 税率 3/100 - 不動産取得税相当額																																								
入湯税		鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日 150円																																								
事業所税		事業を行う者	資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円 従業者割 従業者給与総額 0.25/100																																								

税目	徴収方法及び納期	備考																												
市民税 (個人)	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～6月30日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで	平成24年3月29日改正 (平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円加算) (課税標準額) 総所得金額－所得控除額																												
市民税 (法人)	中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内	法人税割(標準税率) 平成26年9月30日までに開始する開始事業年度分又は 連結事業年度分 12.3/100 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する 開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/100 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分又は 連結事業年度分 6.0/100																												
固定資産税 都市計画税	普通徴収 1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日	(免税点) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 (課税標準額)																												
軽自動車税	普通徴収 5月1日～5月31日 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(軽課)</th> </tr> <tr> <th>①概ね75%軽減</th> <th>②概ね60%軽減 (軽自動車に該当)</th> <th>③概ね25%軽減 (軽自動車に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>自家用 2,700円 営業用 1,800円</td> <td>- (適用なし) 3,500円</td> <td>- 5,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>自家用 1,300円 営業用 1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り(1年度分のみ)適用 対象となる車両 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>電気自動車</td> </tr> <tr> <td>①概ね75%軽減</td> <td>天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減)</td> </tr> <tr> <td>②概ね50%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> <tr> <td>③概ね25%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> </tbody> </table> ※平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る	車種区分	税率(軽課)			①概ね75%軽減	②概ね60%軽減 (軽自動車に該当)	③概ね25%軽減 (軽自動車に該当)	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	四輪	乗用	自家用 2,700円 営業用 1,800円	- (適用なし) 3,500円	- 5,200円	貨物	自家用 1,300円 営業用 1,000円	-	-	電気自動車	電気自動車	①概ね75%軽減	天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減)	②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	
	車種区分		税率(軽課)																											
①概ね75%軽減		②概ね60%軽減 (軽自動車に該当)	③概ね25%軽減 (軽自動車に該当)																											
三輪	1,000円	2,000円	3,000円																											
四輪	乗用	自家用 2,700円 営業用 1,800円	- (適用なし) 3,500円	- 5,200円																										
	貨物	自家用 1,300円 営業用 1,000円	-	-																										
電気自動車	電気自動車																													
①概ね75%軽減	天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減)																													
②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																													
③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																													
	当分の間、賦課徴収は岐阜県 環境性能割																													
市たばこ税	申告納付 申告月の翌月末日まで																													
特別土地保有税		平成15年度以降は新たな課税を行わない。																												
入湯税	特別徴収 申告月の翌月15日まで																													
事業所税	申告納付 法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年3月15日まで	(免税点) 資産割 1,000㎡ 従業者割 100人																												

(2) 税率の変遷(平成24年度以降)

税目	年度	24	25	26	27																																						
市 人	均等割	3,000円			3,500円																																						
	所得割	一律 6/100			一律 6/100																																						
民 人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>				法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円		50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円		50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円		50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円		50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円		50人以下のもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円		
		法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																							
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																									
	50人以下のもの	41万円																																									
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																									
	50人以下のもの	41万円																																									
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																									
	50人以下のもの	16万円																																									
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																									
	50人以下のもの	13万円																																									
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																									
	50人以下のもの	12万円																																									
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																									
	法人税割	12.3/100		平成26年10月1日開始 事業年度分から9.7/100																																							
固定資産税		1.4/100 免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円(課税標準額)																																									
軽自動車税	軽自動車税(種別割)	<p>○原動機付自転車</p> <table border="1"> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td>1,600円</td> <td>四輪以上</td> <td>乗用 営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>自家用 7,200円</td> </tr> </table> <p>○小型特殊自動車</p> <table border="1"> <tr> <td>農耕作業用</td> <td>1,600円</td> <td>貨物用</td> <td>営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> </tr> </table> <p>○二輪の小型自動車 4,000円</p>			50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円	90cc超	1,600円	四輪以上	乗用 営業用 5,500円	ミニカー	2,500円		自家用 7,200円	農耕作業用	1,600円	貨物用	営業用 3,000円	その他	4,700円		自家用 4,000円	<p>以下の車種についてH27年度から変更 (右金額はH27.4.1に初めて 新車登録をした車両の税率)</p> <p>○軽自動車</p> <table border="1"> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円・3,900円</td> </tr> <tr> <td>四輪以上 乗用 営業用</td> <td>5,500円・6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円・10,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,000円・3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円・5,000円</td> </tr> </table>			三輪	3,100円・3,900円	四輪以上 乗用 営業用	5,500円・6,900円	自家用	7,200円・10,800円	貨物用 営業用	3,000円・3,800円	自家用	4,000円・5,000円		
		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																						
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円																																								
90cc超	1,600円	四輪以上	乗用 営業用 5,500円																																								
ミニカー	2,500円		自家用 7,200円																																								
農耕作業用	1,600円	貨物用	営業用 3,000円																																								
その他	4,700円		自家用 4,000円																																								
三輪	3,100円・3,900円																																										
四輪以上 乗用 営業用	5,500円・6,900円																																										
自家用	7,200円・10,800円																																										
貨物用 営業用	3,000円・3,800円																																										
自家用	4,000円・5,000円																																										
	環境性能割																																										
市たばこ税		1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	H25.4月～ 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,495円)																																								
特別土地保有税		1.4/100(保有分) 3/100(取得分)																																									
入湯税		入湯客 1人1日 150円																																									
事業所税		資産割 600円 従業者割 0.25/100																																									
都市計画税		0.3/100																																									

税目		年度	28	29																																								
市 民 税 人	均等割																																											
	個人所得割																																											
	法人税割																																											
固定資産税																																												
軽自動車税(種別割)	軽自動車税(種別割)	<p>○原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円</p> <p>○小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</p> <p>○二輪の小型自動車 6,000円</p> <p>○二輪の軽自動車 3,600円</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td rowspan="2">車種</td> <td colspan="3">3,100円</td> </tr> <tr> <td>軽課(クワーター1区画対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用・自家用</td> <td rowspan="2">車種</td> <td colspan="3">3,200円</td> </tr> <tr> <td>軽課(クワーター1区画対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用・高乗用</td> <td rowspan="2">車種</td> <td colspan="3">3,900円</td> </tr> <tr> <td>軽課(クワーター1区画対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物・自家用</td> <td rowspan="2">車種</td> <td colspan="3">3,000円</td> </tr> <tr> <td>軽課(クワーター1区画対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物・高乗用</td> <td rowspan="2">車種</td> <td colspan="3">3,200円</td> </tr> <tr> <td>軽課(クワーター1区画対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> </tr> </table>	三輪	車種	3,100円			軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②	乗用・自家用	車種	3,200円			軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②	乗用・高乗用	車種	3,900円			軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②	貨物・自家用	車種	3,000円			軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②	貨物・高乗用	車種	3,200円			軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②	<p><平成28年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成14年以前に初めてナンバー登録(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、撥けん引車を除く) ※軽課:平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り段階の軽減税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車 ②ガソリンハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物 ③ガソリンハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>
	三輪	車種	3,100円																																									
軽課(クワーター1区画対象車両)			①	②																																								
乗用・自家用	車種	3,200円																																										
		軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②																																								
乗用・高乗用	車種	3,900円																																										
		軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②																																								
貨物・自家用	車種	3,000円																																										
		軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②																																								
貨物・高乗用	車種	3,200円																																										
		軽課(クワーター1区画対象車両)	①	②																																								
環境性能割				<p><平成29年度備考></p> <p>※平成28年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成13年10月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、撥けん引車を除く) ※軽課:平成28年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り段階の軽減税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車 ②ガソリンハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物 ③ガソリンハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>																																								
市たばこ税		H28.4月～ 旧3級品は1,000本につき2,925円		H29.4月～ 旧3級品は1,000本につき3,355円																																								
特別土地保有税																																												
入湯税																																												
事業所税																																												
都市計画税																																												

税目	年度		30	R1																					
	個	所得割																							
市	均等割																								
	所得割																								
民	均等割																								
	法人税割		令和元年10月1日開始 事業年度分から6.0/100																						
固定資産税																									
税	軽自動車税(種別割)	<p><平成30年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽減税率となります。</p> <p>①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>	<p><令和元年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽減税率となります。</p> <p>①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>																						
		環境性能割	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</p> <p>※★★★★:平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>	燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等			★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車			★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外	
燃費性能等	税率																								
	自家用	営業用																							
電気自動車等																									
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税																							
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車																									
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																							
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																							
上記以外		2.0%																							
市たばこ税	H30.4月～ 旧3級品は1,000本につき4,000円 H30.10月～ 1,000本につき5,692円		R1.10月～ 旧3級品は1,000本につき5,692円																						
特別土地保有税																									
入湯税																									
事業所税																									
都市計画税																									

税目	年度		R2	R3																																																										
	個人	法人																																																												
市	均等割																																																													
	所得割																																																													
民	均等割																																																													
	所得割																																																													
税	均等割																																																													
人	法人税割																																																													
固定資産税																																																														
軽自動車税(種別割)	軽自動車		<p><令和2年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>R2対象車 H19年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽減税率となります。</p> <p>R1対象車 H31年4月からR2年3月登録車両</p> <p>① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>	<p><令和3年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)</p> <p>R3対象車 H20年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽減税率となります。</p> <p>R3対象車 R2年4月からR3年3月登録車両</p> <p>① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>																																																										
	環境性能割	<p>臨時的軽減による税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象車(自家用の乗用車)</th> <th>通常の税率</th> <th>臨時的軽減後の税率(R1.10.1~R3.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★かつ2020年度燃費基準達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</p> <p>※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>		対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	臨時的軽減後の税率(R1.10.1~R3.3.31)	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	1.0%	★★★かつ2020年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> <th colspan="2">環境性能割の臨時的軽減による税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>対象車(自家用の乗用車)</th> <th>通常の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年4月1日から令和3年3月31日まで適用される税率です</p> <p>※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</p> <p>※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p> <p>※ 令和3年12月31日まで取得した自家用乗用車については、税率を1%分減する</p>	燃費性能等	税率		環境性能割の臨時的軽減による税率		自家用	営業用	対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車	2.0%	上記以外	2.0%	2.0%	上記以外
対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	臨時的軽減後の税率(R1.10.1~R3.3.31)																																																												
電気自動車等	非課税	非課税																																																												
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	1.0%																																																												
★★★かつ2020年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																																																												
上記以外	2.0%	2.0%																																																												
燃費性能等	税率		環境性能割の臨時的軽減による税率																																																											
	自家用	営業用	対象車(自家用の乗用車)	通常の税率																																																										
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税																																																										
★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準65%達成車(10%燃費達成車に限り)	非課税																																																										
★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準70%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%																																																										
★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%																																																										
★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(10%燃費達成車に限り)	1.0%																																																										
★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車	2.0%																																																										
上記以外	2.0%	2.0%	上記以外	2.0%																																																										
市たばこ税	R2.10月～ 1,000本につき6,122円		R3.10月～ 1,000本につき6,552円																																																											
特別土地保有税																																																														
入湯税																																																														
事業所税																																																														
都市計画税																																																														

税目	年度		R4	R5																																																																																				
	個人	法人																																																																																						
市	均等割																																																																																							
	所得割																																																																																							
民	均等割																																																																																							
	法人税割																																																																																							
税	個人																																																																																							
人	法人税割																																																																																							
固定資産税																																																																																								
軽自動車税(種別割)	軽自動車税(種別割)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>3,100円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>3,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乗用・貨車用</td> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>7,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>10,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">乗用・貨車用</td> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>5,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>6,900円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>5,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>3,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物・貨車用</td> <td>軽課(グリーン化特別対象車両)</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>3,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	三輪	軽課(グリーン化特別対象車両)	3,100円				重課	3,900円				乗用・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	重課	7,200円				軽課(グリーン化特別対象車両)	10,800円				重課	12,900円	2,700円			乗用・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	5,500円				重課	6,900円				軽課(グリーン化特別対象車両)	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	重課	4,000円				四輪以上	軽課(グリーン化特別対象車両)	5,000円				重課	6,000円	1,300円			軽課(グリーン化特別対象車両)	3,000円				重課	3,800円				貨物・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	4,500円	1,000円			重課	3,800円				<p><令和4年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、複力引重を除く。) R4対象車 H21年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。(車種区分 三輪、四輪乗用営業用については、3段階の軽課税率となります。) R4対象車 R3年4月からR4年3月登録車両</p> <p>① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成車 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成車</p>
	三輪	軽課(グリーン化特別対象車両)		3,100円																																																																																				
重課		3,900円																																																																																						
乗用・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																			
	重課	7,200円																																																																																						
	軽課(グリーン化特別対象車両)	10,800円																																																																																						
	重課	12,900円	2,700円																																																																																					
乗用・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	5,500円																																																																																						
	重課	6,900円																																																																																						
	軽課(グリーン化特別対象車両)	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																																			
	重課	4,000円																																																																																						
四輪以上	軽課(グリーン化特別対象車両)	5,000円																																																																																						
	重課	6,000円	1,300円																																																																																					
	軽課(グリーン化特別対象車両)	3,000円																																																																																						
	重課	3,800円																																																																																						
貨物・貨車用	軽課(グリーン化特別対象車両)	4,500円	1,000円																																																																																					
	重課	3,800円																																																																																						
環境性能割	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車</td> <td></td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車) ※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>	燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)			★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)			★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車		1.0%	★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%	<p><令和5年度備考></p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、複力引重を除く。) R5対象車 H22年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り軽課税率となります。(車種区分 三輪については、3段階の軽課税率となります。) R5対象車 R4年4月からR5年3月登録車両</p> <p>① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成車 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成車</p>																																																															
燃費性能等	税率																																																																																							
	自家用	営業用																																																																																						
電気自動車等	非課税	非課税																																																																																						
★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)																																																																																								
★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)																																																																																								
★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%																																																																																						
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車		1.0%																																																																																						
★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%																																																																																						
市たばこ税																																																																																								
特別土地保有税																																																																																								
入湯税																																																																																								
事業所税																																																																																								
都市計画税																																																																																								

税目		年度		R5																						
市	個人	均等割																								
		所得割																								
民	法人	均等割																								
		法人税割																								
固定資産税																										
軽自動車税	軽自動車税(種別割)																									
		<p>令和6年1月1日～令和7年3月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)</p> <p>※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車</p>				燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車	1.0%	0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車			上記以外
燃費性能等	税率																									
	自家用	営業用																								
電気自動車等	非課税	非課税																								
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準80%達成車	1.0%	0.5%																								
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準70%達成車	1.0%	1.0%																								
★★★★かつ2020年度燃費基準+2030年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%																								
★★★★かつ2020年度燃費基準未達成車																										
上記以外																										
市たばこ税																										
特別土地保有税																										
入湯税																										
事業所税																										
都市計画税																										

4 市民税(個人)所得控除額の推移

区分	年度	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5																																																																																																																																														
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 ①損失額-補てん額-総所得金額等×10% ②災害関連支出金額-補てん額-5万円																																																																																																																																																									
	医療費	支払った医療費-補てん額-(総所得金額等×5% 又は10万円のいずれか低い金額) (控除限度額200万円) セルフメディケーション税制による特例:支払った金額-補てん額-12,000円 (控除限度額88,000円)																																																																																																																																																									
	社会保険料	支払った保険料の額																																																																																																																																																									
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額																																																																																																																																																									
	生命保険料	<p>①生命保険料だけの場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>～15,000</th><th>全額</th></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料×1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料×1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> <p>②個人年金保険料だけの場合 ①と同様</p> <p>③両方の場合 ①と②の合計額</p> <p>一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ次の計算式により計算した控除額の合計額(控除限度額70,000円) ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>～12,000</th><th>全額</th></tr> <tr><td>12,001～32,000</td><td>支払保険料の1/2+6,000</td></tr> <tr><td>32,001～56,000</td><td>支払保険料の1/4+14,000</td></tr> <tr><td>56,001～</td><td>28,000</td></tr> </table> <p>②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>～15,000</th><th>全額</th></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料の1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料の1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> <p>③新契約と旧契約の両方の保険料控除の適用を受ける場合 それぞれ①と②の計算式で求めた合計金額(上限28,000円)</p>											～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500	70,001～	35,000	～12,000	全額	12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000	32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000	56,001～	28,000	～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500	70,001～	35,000																																																																																																																							
	～15,000	全額																																																																																																																																																									
	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500																																																																																																																																																									
	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500																																																																																																																																																									
	70,001～	35,000																																																																																																																																																									
	～12,000	全額																																																																																																																																																									
12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000																																																																																																																																																										
32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000																																																																																																																																																										
56,001～	28,000																																																																																																																																																										
～15,000	全額																																																																																																																																																										
15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500																																																																																																																																																										
40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500																																																																																																																																																										
70,001～	35,000																																																																																																																																																										
地震保険料	<p>①地震保険料だけの場合 支払った保険料×1/2(控除限度額:25,000円)</p> <p>②損害保険料だけの場合 (単位:円)</p> <table border="1"> <tr><th>～5,000</th><th>全額</th></tr> <tr><td>5,001～15,000</td><td>支払保険料×1/2+2,500</td></tr> <tr><td>15,001～</td><td>10,000</td></tr> </table> <p>※平成18年以前に締結した長期損害保険契約等</p> <p>③両方の場合 ①と②の合計額(控除限度額:25,000円)</p>											～5,000	全額	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500	15,001～	10,000																																																																																																																																										
～5,000	全額																																																																																																																																																										
5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500																																																																																																																																																										
15,001～	10,000																																																																																																																																																										
寄附金	寄附金所得控除を廃止し、寄附金税額控除へ																																																																																																																																																										
障害者	26万円 特別障害者:30万円(同居特別障害者の場合 23万円を加算)																																																																																																																																																										
寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	寡婦(夫):勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円 ひとり親控除の新設・寡婦(夫)控除の見直し 寡婦、勤労学生:26万円 ひとり親:30万円																																																																																																																																																										
配偶者	配偶者:33万円 老人配偶者:38万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="5">(単位:円)</th></tr> <tr><th>区分</th><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr> <tr><td></td><th>～9,000,000</th><th>9,000,001～9,500,000</th><th>9,500,001～10,000,000</th><th>10,000,001～</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>老人配偶者</td><td>380,000</td><td>260,000</td><td>130,000</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>											(単位:円)					区分	納税義務者の合計所得金額					～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～	配偶者	330,000	220,000	110,000	0	老人配偶者	380,000	260,000	130,000	0																																																																																																																							
(単位:円)																																																																																																																																																											
区分	納税義務者の合計所得金額																																																																																																																																																										
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～																																																																																																																																																							
配偶者	330,000	220,000	110,000	0																																																																																																																																																							
老人配偶者	380,000	260,000	130,000	0																																																																																																																																																							
配偶者特別	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="2">(単位:円)</th></tr> <tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001～399,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>400,000～449,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>450,000～499,999</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>500,000～549,999</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>550,000～599,999</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>600,000～649,999</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>650,000～699,999</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>700,000～749,999</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>750,000～799,999</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>800,000～</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="5">(単位:円)</th></tr> <tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr> <tr><td></td><th>～9,000,000</th><th>9,000,001～9,500,000</th><th>9,500,001～10,000,000</th><th>10,000,001～</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001～900,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>900,001～950,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>950,001～1,000,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,200,001～1,230,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,230,001～</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="5">(単位:円)</th></tr> <tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr> <tr><td></td><th>～9,000,000</th><th>9,000,001～9,500,000</th><th>9,500,001～10,000,000</th><th>10,000,001～</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>480,001～1,000,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,200,001～1,250,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,250,001～1,300,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,300,001～1,330,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>0</td></tr> <tr><td>1,330,001～</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>											(単位:円)		配偶者の合計所得金額	控除額	380,001～399,999	330,000	400,000～449,999	330,000	450,000～499,999	310,000	500,000～549,999	260,000	550,000～599,999	210,000	600,000～649,999	160,000	650,000～699,999	110,000	700,000～749,999	60,000	750,000～799,999	30,000	800,000～	0	(単位:円)					配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～	380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0	900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0	950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0	1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0	1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0	1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0	1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0	1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0	1,230,001～	0	0	0	0	(単位:円)					配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0	1,330,001～	0	0	0	0
(単位:円)																																																																																																																																																											
配偶者の合計所得金額	控除額																																																																																																																																																										
380,001～399,999	330,000																																																																																																																																																										
400,000～449,999	330,000																																																																																																																																																										
450,000～499,999	310,000																																																																																																																																																										
500,000～549,999	260,000																																																																																																																																																										
550,000～599,999	210,000																																																																																																																																																										
600,000～649,999	160,000																																																																																																																																																										
650,000～699,999	110,000																																																																																																																																																										
700,000～749,999	60,000																																																																																																																																																										
750,000～799,999	30,000																																																																																																																																																										
800,000～	0																																																																																																																																																										
(単位:円)																																																																																																																																																											
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																																																																																																																																										
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～																																																																																																																																																							
380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0																																																																																																																																																							
900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0																																																																																																																																																							
950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0																																																																																																																																																							
1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0																																																																																																																																																							
1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0																																																																																																																																																							
1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0																																																																																																																																																							
1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0																																																																																																																																																							
1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0																																																																																																																																																							
1,230,001～	0	0	0	0																																																																																																																																																							
(単位:円)																																																																																																																																																											
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																																																																																																																																										
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～																																																																																																																																																							
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0																																																																																																																																																							
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0																																																																																																																																																							
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0																																																																																																																																																							
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0																																																																																																																																																							
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0																																																																																																																																																							
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0																																																																																																																																																							
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0																																																																																																																																																							
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0																																																																																																																																																							
1,330,001～	0	0	0	0																																																																																																																																																							
扶養	扶養親族:33万円 特定扶養親族:45万円 老人扶養親族:38万円 同居老親等扶養親族:45万円																																																																																																																																																										
基礎	33万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr><th colspan="2">(単位:円)</th></tr> <tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0～24,000,000</td><td>430,000</td></tr> <tr><td>24,000,001～24,500,000</td><td>280,000</td></tr> <tr><td>24,500,001～25,000,000</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>25,000,001～</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>											(単位:円)		合計所得金額	控除額	0～24,000,000	430,000	24,000,001～24,500,000	280,000	24,500,001～25,000,000	150,000	25,000,001～	0																																																																																																																																				
(単位:円)																																																																																																																																																											
合計所得金額	控除額																																																																																																																																																										
0～24,000,000	430,000																																																																																																																																																										
24,000,001～24,500,000	280,000																																																																																																																																																										
24,500,001～25,000,000	150,000																																																																																																																																																										
25,000,001～	0																																																																																																																																																										